



# 金沢市公報

号外第33号

平成18年(2006年)11月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	( 〳 )	6
●規則			
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1		
○金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	5		
●訓令甲			
○金沢市助役事務分担規程の一部改正について (職員課)	6		
●告示			
○平成8年告示第66号 (道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について)の一部改正について (まちなみ対策課)	6		
○平成8年告示第67号 (道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について			
○平成8年告示第68号 (展望することができる広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について ( 〳 )			6
○平成8年告示第69号 (広告物等の表示等を禁止する物件の指定について)の一部改正について ( 〳 )			6
○平成8年告示第70号 (広告物活用地区の指定について)の一部改正について ( 〳 )			7
○平成8年告示第71号 (商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について ( 〳 )			7
●美術工芸大学告示			
○金沢美術工芸大学の教員の任期に関する規程の一部改正について (美術工芸大学)			7

## 規 則

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第77号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則 (平成8年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	スポーツ振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室	を
歴史遺産保存部	スポーツ振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室 まちなみ保存課	に、

「 | まちなみ対策課 | を  
 | 緑と花の課 | 」

「 | 緑と花の課 | に  
 | 」

改める。

第3条第2項の表中

「 | 文化スポーツ部 | 1 芸術文化及びスポーツの振興、国際化の推進並びに歴史建造物に  
 | 関する事項 | を  
 | 」

「 | 文化スポーツ部 | 1 芸術文化及びスポーツの振興並びに国際化の推進に関する事項 | に、  
 | 」

文化財保護課	4 財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項	を
	1 歴史的文化遺産の保護及び継承に関する事項	
	2 伝統芸能等の保存及び継承に関する事項	
	3 文化財保護に関する事項	
埋蔵文化財センター	4 埋蔵文化財の保護の企画及び調整に関する事項	を
	1 埋蔵文化財の発掘調査並びに出土品の整理、記録及び研究に関する事項	
歴史建造物整備課	2 埋蔵文化財センターの管理運営に関する事項	を
	1 歴史建造物の保全及び整備に関する事項	
	2 伝統的建造物群保存地区に関する事項	
	3 歴史のみち筋の整備に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項	
用水・惣構堀整備室	4 社団法人金沢職人大学校に関する事項	を
	1 用水・惣構堀の保全に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項	

「 | | 4 財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項 | に  
 | 」

改め、同条に次の1項を加える。

3 歴史遺産保存部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等	分掌事務
歴史遺産保存部	1 歴史建造物及び伝統環境に関する事項
文化財保護課	1 歴史的文化遺産の保護及び継承に関する事項
	2 伝統芸能等の保存及び継承に関する事項
	3 文化財保護に関する事項
	4 埋蔵文化財の保護の企画及び調整に関する事項
埋蔵文化財センター	1 埋蔵文化財の発掘調査並びに出土品の整理、記録及び研究に関する事項
	2 埋蔵文化財センターの管理運営に関する事項
歴史建造物整備課	1 歴史建造物の保全及び整備に関する事項
	2 伝統的建造物群保存地区に関する事項
	3 歴史のみち筋の整備に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項
	4 社団法人金沢職人大学校に関する事項

用水・惣構堀整備室	1 用水・惣構堀の保全に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項
まちなみ保存課	1 伝統環境の保存育成に関する事項（他課の所管に属するものを除く。） 2 こまちなみの保存育成に関する事項

第9条第1項の表中

	9 局の所管事務で他課に属しない事項	を
	9 都市景観形成に係る計画立案、調整及び進行管理に関する事項 10 風致地区の保存育成に関する事項 11 近代的都市景観の創出に関する事項 12 都市景観形成に係る意識の高揚に関する事項 13 屋外広告物の表示の許可等に関する事項 14 局の所管事務で他課に属しない事項	に

改め、同表まちなみ対策課の項を削る。

附 則

- この規則は、平成18年12月1日から施行する。
- 金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室	作業服（上）	1		を
歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室	作業服（上）	1		に、
まちなみ保存課	作業服（上、下）	1		
	作業服（夏）（上）	2		
	防寒衣	1		
	ゴム長靴	1		
都市計画課 地区計画推進室	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。	を
	作業服（下）	2		
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。	
	作業服（夏）（上、下）	2		
	防寒衣	1		
	ゴム長靴	1		
	防寒長靴	1		
都市計画課 地区計画推進室	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。	に
	作業服（下）	2		
	作業服（上、下）	1	都市景観担当者に限る。	
	作業服（夏）（上）	2		
	作業服（上、下）	2	庶務担当者及び都市景観担当者 を除く。	
	作業服（夏）（上、下）	2		
	防寒衣	1	庶務担当者を除く。	
	ゴム長靴	1		
防寒長靴	1			

改め、同表まちなみ対策課の項を削る。

3 金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1甲表中

都市計画課	都市計画課長	ア 都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務 イ 金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
まちなみ対策課	まちなみ対策課長	屋外広告物許可等手数料及び講習手数料の収入に関する事務	所属職員

を

都市計画課	都市計画課長	ア 都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務 イ 金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務 ウ 屋外広告物許可等手数料及び講習手数料の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	---	------

に

改める。

4 金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表エの表屋外広告物事務用市長印の項及びオの表屋外広告物事務用市長職務代理者印の項中

まちなみ  
対策課長

を 都市計画課長 に改める。

5 金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第4項、事務の執行の表の備考第1項、財産管理の表の備考、契約アの表の備考、契約イの表の備考第4項、支出アの表の備考第5項及び収入の表の備考第2項中「文化スポーツ部」の次に「及び歴史遺産保存部」を加える。

別表第2都市整備局の表中

8	市施行の土地区画整理事業に係る換地処分及び仮換地指定				○	
---	----------------------------	--	--	--	---	--

を

8	市施行の土地区画整理事業に係る換地処分及び仮換地指定				○	
9	屋外広告物の表示の許可等に関すること。				○	
10	石川県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可に関すること。				○	

に

改め、同表まちなみ対策課の項を削る。

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第78号

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則（平成15年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）」を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」に改める。

第5条の見出し中「居宅介護、行動援護又は外出介護」を「居宅介護等」に改め、同条第1項中「行動援護又は外出介護」を「重度訪問介護又は行動援護（以下「居宅介護等」という。）」に改め、同条第2項中「居宅介護、行動援護又は外出介護」を「居宅介護等」に改める。

第6条の見出し中「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を「生活介護等」に改め、同条第1項中「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を「生活介護、児童デイサービス、自立訓練又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）」に改め、同項第2号中「管理者」の次に「及びサービス管理責任者」を加える。

第7条第1項第1号中「居宅介護、行動援護及び外出介護」を「居宅介護等」に改め、同項第2号中「児童デイサービス及び障害者デイサービス」を「生活介護等」に改め、同条第2項中「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を「生活介護等」に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中

居宅介護
行動援護
児童デイサービス事業

を


に、

「

付表1
付表2
付表3

を


に改める。」

様式第3号中

事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所
----------------------

を

事業所のサービス提供責任者又はサービス管理責任者の氏名及び住所
---------------------------------

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成18年10月1日において現に金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年規則第49号）附則第3項の規定により障害者デイサービスに係る改正前の金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則第3条第1項の登録を受けたとみなされている者は、同日に、改正後の金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則（以下「新規則」という。）第6条第1項に規定する生活介護に係る新規則第3条第1項の登録を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により生活介護に係る新規則第3条第1項の登録を受けたものとみなされた者に係る同項の登録は、当該者が、この規則の施行の日から平成19年3月31日までの期間内に新規則第4条の申請をしないときは、新規則第4条の2第1項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

---

訓 令 甲

---

●金沢市訓令甲第6号

金沢市助役事務分担規程（平成8年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

第2条第2号ア及び第3号ア中「、文化財保護課及び歴史建造物整備課」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

---

告 示

---

●金沢市告示第291号

平成8年告示第66号（道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について）の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局まちなみ対策課」を「金沢市都市整備局都市計画課」に改める。

●金沢市告示第292号

平成8年告示第67号（道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局まちなみ対策課」を「金沢市都市整備局都市計画課」に改める。

●金沢市告示第293号

平成8年告示第68号（展望することができる広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局まちなみ対策課」を「金沢市都市整備局都市計画課」に改める。

●金沢市告示第294号

平成8年告示第69号（広告物等の表示等を禁止する物件の指定について）の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局まちなみ対策課」を「金沢市都市整備局都市計画課」に改める。

●金沢市告示第295号

平成8年告示第70号（広告物活用地区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局まちなみ対策課」を「金沢市都市整備局都市計画課」に改める。

●金沢市告示第296号

平成8年告示第71号（商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

金沢市長 山 出 保

表中「金沢市都市整備局まちなみ対策課」を「金沢市都市整備局都市計画課」に改める。

美術工芸大学告示

●金沢美術工芸大学告示第1号

金沢美術工芸大学の教員の任期に関する規程（平成13年美術工芸大学告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

金沢美術工芸大学長 平 野 拓 夫

別表中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同表に次のように加える。

大学院美術工芸研究科	講師（修士課程デザイン専攻のファッションデザイン担当に限る。）	1人	6年	再任を妨げない。ただし、再任は、1回を限度とし、当該再任の場合における任期は、3年とする。
------------	---------------------------------	----	----	---

附 則

- この告示は、平成19年1月1日から施行する。
- この告示の施行の日以後において最初に任用される任期付教員（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項の規定による任期を定めた任用を行う教員をいい、大学院美術工芸研究科の講師に限る。）の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

●正 誤

○平成18年3月31日付け金沢市公報号外第8号の8

頁	箇 所	誤	正
112	上から6行目	平成18年厚生労働省令第56号	平成18年厚生労働省令第58号
	上から30行目、31行目、33行目及び43行目	又は行動援護	、行動援護又は外出介護
	上から37行目、38行目及び45行目	児童デイサービス」	児童デイサービス又は障害者デイサービス」
	上から44行目	児童デイサービス	児童デイサービス及び障害者デイサービス
115	上から5行目	第5条に規定する居宅介護	第5条第1項に規定する外出介護

頁	箇 所
115	上から6行目

誤	
3	施行日前に行われた旧規則第1条に規定する基準該当居宅支援に係る旧規則第3条第1項の規定による特例居宅

正	
3	施行日において現に旧規則第6条に規定するデイサービスに係る旧規則第3条第1項の登録を受けている者は、施行日に、新規則第6条第1項に規定する障害者デイサービスに係る新規則第3条第1項の登録を受けたものとみなす。
4	施行日前に行われた旧規則第1条に規定する基準該当居宅支援に係る旧規則第3条第1項の規定による特例居宅

○平成18年9月29日付け金沢市公報号外第28号の2

頁	箇 所
23	上から4行目

誤	
※事務処理欄	

正	
※事務処理欄	

○平成18年10月23日付け金沢市公報第2533号

頁	箇 所	誤	正
8	上から27行目	「泉野福祉健康センター所長」	「泉野福祉健康センター次長」
	上から28行目	「元町福祉健康センター所長」	「元町福祉健康センター次長」

平成18年(2006年)11月30日 印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)11月30日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)